

# 猿払村の地域公共交通について

福祉輸送・移動支援・デマンド輸送事業開始以来、多くの方々に利用していただき誠にありがとうございます。

猿払村では、ご利用者みなさまの様々なニーズに応えるべく事業精査を行いながら運行しておりますが、限られた時間、車両、運転手で運行しておりますので、ご利用者みなさま全てのご要望にお応えすることは非常に難しい状況です。

つきましては、次の利用方法等について、ご確認していただき、宗谷バスの利用を含め、地域の公共交通機関として、みなさまのご利用をお願いいたします。

## デマンド自動車（デマンド輸送事業）

### ★使用料金及び運行範囲

#### ●片道（一人）

##### 小石線（鬼志別～小石相互区間）

・・・鬼志別～小石 300円、鬼志別～苗畑 150円、苗畑～小石 150円

##### 知来別線（鬼志別～知来別相互区間）

・・・鬼志別～知来別 300円、鬼志別～浜鬼志別 150円、浜鬼志別～知来別 180円

○小学生及び身体・精神・知的障害者等の方は半額。

○小学校就学前の幼児及びシルバーカード（70歳以上、又は身障者(1・2級)の方）提示者の方は無料。

### ★運休日と運行時間

●1月1日から1月3日までは運休日です。（悪天候により臨時に運休する場合があります。）

#### 小石線

便	鬼志別発	苗畑着	小石着	小石発	苗畑発	鬼志別着
1	9時45分	9時47分	9時55分	10時00分	10時08分	10時10分
2	14時35分	14時37分	14時45分	14時50分	14時58分	15時00分
3	15時10分	15時12分	15時20分	15時25分	15時33分	15時35分
4	17時50分	17時52分	18時00分	18時05分	18時13分	18時15分

#### 知来別線

便	鬼志別発	浜鬼志別着	知来別着	知来別発	浜鬼志別発	鬼志別着
1	—	—	—	7時10分	7時20分	7時25分
2	18時16分	18時21分	18時30分	—	—	—
3	20時02分	20時07分	20時17分	—	—	—

### ★予約方法

●予約を行う際は、お名前、乗車したい便名、乗降場所を必ずお伝えください。

デマンド自動車の予約 TEL 2-3759（受付時間8:30から17:00まで）

※日曜日に利用する場合は前日の17:00までに予約してください。

## 福祉タクシー（福祉輸送事業）

### ★利用対象者

- 村内在住で65歳以上の高齢者と身障者（1・2級）・療育・精神障害者保健福祉手帳、いずれかの交付を受けている方

### ★使用料金

- 片道 300円（一台）

同一の乗車（降車）場所で乗車地から目的地までの運行経路から大きく外れていない場合は、最大5箇所、8名まで利用可能です。※複数名乗車は前日までにご予約ください。

- 無料乗車券の交付対象者（申請審査が必要）※詳しくは次ページをご確認ください。

○申請者が属する世帯全員に対する市町村民税が非課税の方のうち70歳以上の方や身障者(1・2級)・療育・精神障害者保健福祉手帳、いずれかの交付を受けている方は、片道12回分。（年度につき一人1回）

○65歳以上で自動車免許証を自主返納した方は、片道12回分×3年間、計36回分。  
(3年に亘って交付)

### ★運行範囲

- 運行範囲は猿払村全域です。
- 乗車地から目的地までの運行経路上での寄り道や買物はできません。

### ★運休日と運行時間

- 毎週日曜日と1月1日～3日は運休日です。

（悪天候等により臨時運休する場合があります。）

- 運行時間は午前6時00分から午後6時00分まで

※鬼志別～旭川間直行バス（上下線）利用の方は、運行時間外に運行します。（要予約）

### ★予約（利用）方法

- 予約を行う際は、お名前、乗車したい希望の時間、送迎場所を必ずお伝えください。「今すぐ来てほしい」などの急な予約は配車の状況で対応できませんので、必ず余裕をもった予約をお願いいたします。

また、他の利用者の予約状況によりご希望の時間帯で送迎できない場合もありますのでご了承ください。

- 利用者は年齢確認のため、乗車時に村が発行しているシルバーカード（70歳以上、又は身障者(1・2級)の方）、又は保険証など年齢が分かるものを提示願います。

福祉タクシーの予約 TEL 2-2331（受付時間8：30から17：00まで）

# 福祉タクシー無料乗車券（福祉輸送事業）

## ★無料乗車券交付対象者

### 《70歳以上等の方》

●福祉タクシー利用対象者のうち、市町村民税が課税されている者がいない世帯に属し、次のいずれかに該当する方が対象。

- ① 70歳以上の方。
- ② 身障者（1・2級）・療育・精神障害者保健福祉手帳、いずれかの交付を受けている方。

※課税年度は4、5月利用申請の場合は前年度、6月以降の利用申請は当年度とします。  
 交付は同一年度に一人1回限り（片道12回分）、期限は年度末（3月31日）までの1年間となります。

### 《免許自主返納者等の方》

●福祉タクシー利用対象者のうち、次のいずれかに該当する方が対象。

- ① 運転免許証の更新をせずに失効し、その日から5年を経過していない方。
- ② 運転免許証を返納した日から5年を経過していない方。

●自主返納をしたことが確認できる書類等の写しが必要です。確認書類等については主に次のとおりです。

- ① 免許の有効期限が切れている免許証（更新手続き済の押印・パンチ穴がないもの）。
- ② 取消通知書又は運転経歴証明書。



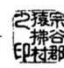
※片道12回分×3年間、計36回分。（3年に亘って交付）

## ★申請審査手続きについて

●役場総務課まちづくり係と保健福祉総合センターで申請審査手続きができます。

無料乗車券（外側）見本

無料乗車券（内側）見本

<div style="text-align: center;">  <h2 style="margin: 0;">猿 払 村</h2> <h3 style="margin: 10px 0 0 0;">福祉タクシー無料乗車券</h3> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">～利用の心得～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この乗車券は、本人以外には使用できません。</li> <li>2. 利用の際は、乗車券を乗務員に提示し、所定の欄に押印を受けて下さい。</li> <li>3. 乗車券は原則として再発行が出来ませんので、紛失しないよう大切に保管して下さい。</li> <li>4. 転出した時など資格が無くなった時は、速やかに村に届け出て、乗車券を返還して下さい。</li> <li>5. 乗車券を他人に譲ったり、売ったり又は担保に供してはなりません。</li> <li>6. 氏名又は住所に変更が生じた時は、速やかに村に届け出て下さい。</li> <li>7. 偽りその他不正な手段により、乗車券の交付を受けて使用した時は、その返還を求めるとともに、過料に処するものとします。</li> </ol> </div>	<div style="text-align: center;">  <h3 style="margin: 0;">猿払村福祉輸送無料乗車券</h3> <span style="float: right; font-size: x-small;">000No.000</span> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">住 所：猿払村鬼志別西町172番地1              氏 名：猿払 太郎              生年月日：大正13年1月1日              有効期間：元号00年00月00日～元号00年00月00日              利用可能回数：片道〇〇回分              利用可能区間：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                 発行者 猿 払 村                  </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">【利用確認欄】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">1</td><td style="width: 16.6%;">2</td><td style="width: 16.6%;">3</td><td style="width: 16.6%;">4</td><td style="width: 16.6%;">5</td><td style="width: 16.6%;">6</td> </tr> <tr> <td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">このカードを使用し福祉タクシーに乗車する場合は運転手に必ずこの乗車券を提示し、確認欄にスタンプを押してもらってください。</p> </div>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6								
7	8	9	10	11	12								

## 移動支援タクシー（福祉輸送事業）

### ★利用対象者

●公共交通機関を利用することが困難で、かつ家族等からの支援を得られない方のうち、次のいずれかに該当する方を対象とし、医師又は保健師が作成した調査票を基に決定します。

- ① 65歳以上の方で、要介護（要支援）認定を受けている方。
- ② 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方（人工透析を含む）。
- ③ 療育手帳の交付を受けている方。
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- ⑤ その他、調査票により村長が特に必要と認めた方。

### ★運行範囲

- 通院支援・・・稚内市・浜頓別町・枝幸町への通院。（自宅から医療機関までの往復）  
※村にない診療科への通院のみ。（内科・歯科以外の通院支援）
- 理容所移動支援・・・宗谷合同庁舎理容室（稚内市）への移動。

### ★使用料金（一人1回あたり）

利用区分	利用先	稚内市	浜頓別町	枝幸町	備考
	出発地				
通院	村内一円	3,300円	2,100円	3,400円	付添い者は無料
理容所	村内一円	3,300円			

※身障者（1・2級）・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、上記の額の半額となります。

### ★利用方法について

- 申請審査手続が必要ですので、保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内）へお問い合わせ願います。

### ★運行日について

- 保健福祉課と利用者・利用先機関で日程調整し運行いたします。

### ★各種問合せ先

- 福祉タクシー・デマンド自動車

総務課まちづくり係 TEL 2-3131

- 移動支援タクシー

保健福祉課福祉係（保健福祉総合センター内） TEL 2-2040